

論文審査の結果の要旨

学位記番号	乙 第 50 号	氏 名	杉 原 久 子
論文題目	怪談・奇談における虚実のゆくえ ——タテマエとしての〈真実〉——		
学位審査委員	主査：小倉 齊（文化創造研究科国文学専修教授） 副査：竹内 瑞穂（文化創造研究科国文学専修准教授） 副査：永井 聖剛（文化創造研究科創作表現専修教授）		

論文内容の要旨

本論文は、明治期に刊行された「怪談」「奇談」を対象として、それらが「実」を重んじる近代という時代のなかで、いかにして「虚」を隠蔽して「実」を装いつつ出版・享受されたのかを考察したものの集成である。研究対象に取り上げられた諸テキストに共通するのは、「事実である」ことや「口述したままを記録した」ことを謳っている点であるが、これらは、近代に相応しい「改良」を求められた戯作者や講師たち自身の延命の手段であると同時に、新たな虚構（フィクション）の方法の模索の軌跡・結果でもあった。また、本研究の特徴は、個々の物語化の過程に焦点を絞って立論することに留まらず、関連諸本との関わりを重視した点にある。例えば、講談が速記講談化されたとき、あるいは、続き物の実録が歌舞伎で上演されたとき、一連の流れの中で、本文にどのような生成変化がみられたのか。「虚」と「実」のあわいはどのような様相を見せることになったか。——こうした問題を、共時的・通時的な視角から追究し、個々のテキストの文学史的な位置づけを試みたところに、本研究の達成がある。

第一章では、1885年に刊行された桃川如燕『百猫伝 俳優市川團十郎猫』の生成過程が考察された。『百猫伝』「序文」や『越国常盤廻操』（1885）の「見返し」「会告」などから、『百猫伝』が『怪談牡丹燈籠』の速記を範として出版されたことを確認した上で、速記法を用いて如燕の講談直写を目論んだテキストであったが、速記本黎明期における速記を謳った作品の文体について検証した結果、講談速記としては未完成のテキストと位置づけた。さらに『百猫伝』における語りの分析を通して、猫の言葉が人に通じないことから生まれる悲劇の構図を明らかにした上で、作中において如燕の猫を話題として採り上げている漱石の『吾輩は猫である』を採り上げ、同じく猫の言葉が人に通じないという構図が巧みに用いられている点に注目。悲劇としてではなく、おかしみを生む装置・仕掛として用いられ、喜劇的効果へと転用される過程が確認された。

第二章では、1884年に刊行された高島藍泉『怪談深閨屏』について、続き物・和装本・洋装本と

いう三つのテキストの変遷が考察され、「怪談」と銘打ち、事実報道の体裁をとりながらも実態は伴っていないことが確認された。挿画と物語内容とが密接に結びつく本作では、挿画がもたらすイメージが「読み」の方向を強く指示する。怪談・奇談を謳った多くの続き物・和装本のテキストでは、怪異＝〈神経〉の病であることを建前としながらも〈怪異〉と読まれるように仕組まれ、挿画を伴っていた。一方洋装本では挿画はカットされ、口絵に添えられた諺などによって、〈神経〉病であることが強調されている。三つのテキストの比較研究を通して、藍泉は前近代的な〈因果応報〉を引きずっていたわけではなく、近代的なルールでは裁けない理不尽を裁くための口実として〈因果応報〉を用いたことを確認。時流を穿ちつつ「怪談」と「深閨（＝神経）」という一見矛盾する表題を掲げた作を世に出した藍泉の再評価をおこなった。

第三章では、前半で『高橋阿伝夜叉譚』（1879年）を、後半で河竹黙阿弥による歌舞伎台帳『綴合於伝仮名書』（1879年5月初演）とそこから派生した、筋書、正本写、批評を主として採り上げた。魯文は実際の事件に関する資料を本文に引用することで、本作の内容が事実であることの裏づけとしている。しかし、引用された文章はあくまで語り手の恣意的な判断に基づいて事実と認定されたものに過ぎず、本作を事実報道と同一視することはできない。本作では、「お伝＝毒婦」であることが様々なレベルで繰り返し強調されており、お伝が虚偽の証言をした人物であることを軸に据えた語りがなされている。さらに、お伝に騙される男たちを物語中に配し、嘘を見抜けない間抜けな人物として扱うことで、裁判所による判決に迎合する立場に立つテキストになった。『綴合於伝仮名書』はそうした『夜叉譚』のお伝像を取り込みつつ創作された歌舞伎脚本（台帳）である。本作は、上演の予告において、あらかじめ丁寧な取材を重ねたことで真に迫った狂言となることを繰り返し報じていた。ただし、事件の顛末の改変などもあり、最後は黙阿弥得意の「善に強いは悪にも強い」という型に回収されていく。そして『綴合於伝仮名書』は黙阿弥によって書かれた歌舞伎台帳を起点とし、書き手を変えつつ筋書、正本写、批評へと拡がりをみせる。台帳・上演では、貞女と受け取られかねない描かれ方をされていたお伝が、最後には毒婦であったことが「露見」する構造が採用されていたが、筋書や正本写では恋に墮落したがゆえの「翻意」「転身」の色が強くなっている。お伝像が揺らぎ分裂したのは、事実を捉えたテキストと誤認したテキストがあったからではなく、お伝像の消費の仕方に各テキストの特性が反映された結果だと考えられる。以上の分析を踏まえ、論者はテキストの種類ごとに確立されていた語り方／読まれ方という文学的・文化的慣習もまた、毒婦お伝のような社会に共有される〈物語〉の生成とその方向付けに深く関わっていた可能性を指摘した。

第四章では、1910年代に刊行された『猿飛佐助』の諸本の生成過程が考察された。『猿飛佐助』諸本の端緒は「速記講談」として刊行されたもの（1910、松本金華堂）だが、「書き講談」である立川文庫第四十編『猿飛佐助』（1914）として刊行されるやいなや多数の若年読者に歓迎され、以後、1919年までに計4本の異本を数えるまでになった。講談「猿飛佐助」を下地にしながらも、それにかかわる「由利鎌野介」や「霧隠才蔵」の筋を融通無碍に組み合わせることで、幾通りもの『猿飛佐助』が編み直されたのである。諸本の文体推移を追うことで、当初は講談調の語りを模していたものが、次第に講談の語り口を失っていく生成過程が確認された。

第五章では、水野葉舟の『怪談』の再検討がなされた。柳田國男『遠野物語』と同じ、佐々木喜善からの聞き書きという共通点を持ちながらも、葉舟『怪談』と柳田『遠野物語』とでは、作品の体裁・文体など、物語化の手法の点において大きな相違が認められる。その方法意識の違いの扱っ

て立つところを論者は、「親しく聞いた」話者の声を装う葉舟の身ぶりに求めた。つまり葉舟は、聞き書きの現場を再現することによって怪談・奇談の真実味を保証しつつ、同時に、「フェアリー、テールズ」の幻想性をも演出しようとしたのである。従来の研究において『遠野物語』の特徴を浮かび上がらせるための二義的扱いをされてきた『怪談』を、単独の研究対象として論じた点に本論の独自性が認められる。

論文審査の結果の要旨

〈研究概要〉

日本近代文学研究において、「怪談」「奇談」が研究対象として扱われることはもはや珍しいことだが、そもそも起源を想定しづらい口承的な物語が「書かれたもの」としていちど定着したあと、さらに媒体を逐次替えてゆく過程で本文がどのように生成変化をとげてゆくのか、またそれによってテキスト享受の様態がどのように変わっていくのか、などといった観点からの研究が十分なされていないのが現状であろう。こうした状況下、従来単独で採り上げられることが多かった『百猫伝 俳優市川團十郎猫』、『怪談深閨屏』、『高橋阿伝夜叉譚』、『猿飛佐助』、水野葉舟の『怪談』、柳田國男『遠野物語』などを通時的・共時的に採り上げ、諸本や異なるテキストを比較検討し、「怪談」「奇談」における虚実の語り分けがどのように変容したかを追尋することで、新たな近代文学史の構築を目指そうとしたのが本論文である。

〈本論文の意義〉

博士学位請求論文発表会の席上、本論文の現代的意義を問われた論者が言葉を失いかけるという場面があったが、これは論者が深く反省すべきことである。本論文の学術的な価値と日本近代文学研究の進展に資するところがあることは上記〈研究概要〉にも記した通りであるが、その社会的意義について、論者はより自覚的であるべきである。以下、本論文の射程がおよぶ可能性も視野に入れ、その今日的価値を挙げるならば、次のようになるだろう。

- (1)メディアミックス的、ジャンル横断的に口承的な物語が質的变化を遂げてゆく状況とは、むしろ極めて今日的であると言える。
- (2)現在が「ポスト真実」の時代だと言われるように、虚実をめぐる言説はきわめてクリティカルな問題である。

裏返せば、これらの今日的な問題について具体的に言及できなかったことが本論文の限界であり、客観的な立ち位置ということになるだろうが、明治前期という混沌的状况のなかで、動的に本文生成を論じることの意義と可能性とを示したという点をここでは評価したい。以下、「要旨」に記したことの繰り返しになることを恐れずに本論文の達成を列挙するならば、次のようになるだろう。

1. 近代初期（1880年代）において、速記という新しいツールによって音声言語が書記言語化される中で、非合理的な世界をいかにリアルな世界としてテキスト化するか、印刷・出版テクノロジーが進化するなか、同じ物語が続き物・和装本・洋装本という三つのテキストに変容してゆく過程で起こったこと、講談師や戯作者が試みたことを確認し、それをメディア史的・文学史的に位置づけようとした点にオリジナリティの一端が見られること。

2. 〈お伝もの〉と呼ばれる読み物や、新聞雑誌等のマスメディア上で描き出されたお伝像について、歌舞伎台本、筋書、正本写、劇評といった資料までを包括的に調査・検討し、お伝像の揺らぎが、戯作と歌舞伎という異なるジャンル間だけにとどまらず、同じ歌舞伎という領域に属するテキスト群の間にも生じていたことを明らかにしたこと。
3. メディア横断的な問題設定のもと、忍術使い（猿飛佐助）や怪談話といった非合理的な物語が、実証性を求められる近代という時代の中で、書かれたもの（テキスト）としていかに生成・流通され得たのかという問題を明晰に論じたこと。

〈本論文の評価と課題〉

第一章・第二章では、近代合理主義の絶対的価値が標榜される明治前期（1880年代）において、速記という新しいツールによって音声言語が書記言語化される中で、非合理的な世界をいかにリアルな世界としてテキスト化するか、印刷・出版テクノロジーが進化するなか、同じ物語が続き物・和装本・洋装本という三つのテキストに変容してゆく過程で起こったこと、講師師や戯作者が試みたことを確認し、それをメディア史的・文学史的に位置づけようとした点を評価したい。ただし、論はもっぱら、送り手の側に焦点を当てて展開され、採り上げられたテキストの受容の実体、あるいは変遷の論証・検証が不十分である印象は拭いきれない。この点が補完できれば、研究としての奥行きが生まれ、近代文学における「怪談・奇談」研究に新たな方向を提示できるはずである。

第三章では、1876年に発生した後藤吉蔵殺害事件の犯人・高橋でんが、「毒婦」のお伝として戯作、歌舞伎の台本、筋書、正本写、そして劇評といった様々な形式を通じて描き出されていく様相が追われている。〈お伝もの〉と呼ばれる読み物や、新聞雑誌等のマスメディア上で描き出されたお伝像については、すでに一定の研究の蓄積がある。だが、本論のように歌舞伎台本、筋書、正本写、劇評といった資料までを包括的に調査・検討したものはいまだない。お伝像の揺らぎが、戯作と歌舞伎という異なるジャンル間だけにとどまらず、同じ歌舞伎という領域に属するテキスト群の間にも生じていたことを明らかにしたことは、本論独自の成果だといえよう。一方で、同時代の読者がそれぞれのテキストが描き出すお伝像をいかに受容していたのかという点については、十分な論証が行われているとは言い難い。テキストがどのようにお伝を描いたかという問題と、実際に読者がそれをどのように読み解くのかという問題とは、明らかにレベルの差があるはずだが、そこが一足飛びに結び付けられて論じられてしまっている。カルチュラル・スタディーズにおけるエンコーディング／デコーディングの理論などがすでに指摘するように、テキストのメッセージは書き手から一方通行的に伝達されるわけではなく、そこには受け手側の立場や欲望を反映した能動的な読みが必然的に介在する。本章では、戯作、歌舞伎台本、筋書、正本写、劇評の書き手もまた、先行するテキストが描き出したお伝像の消費者として位置付けられているが、それであれば書き手たちがいかなる立場・欲望に基づいて各々のお伝像を構築していったのかという点も、さらに深く掘り下げる必要があったのではないか。こうした視点を本章の議論と交差させたならば、お伝像の揺らぎがどのような文化的意味を持っていたのかを、より立体的に浮かび上がらせることができたはずである。

第四章・第五章では、忍術使い（猿飛佐助）や怪談話といったおよそ非合理的な物語が、実証性を求められる近代という時代の中で、書かれたもの（テキスト）としていかに生成・流通され得たのかという問題が論じられた。具体的には、講談での話芸を「書き講談」としての本文へと変位さ

せる言語行為や、怪談話として口述されたものを書かれたものとしての「怪談」へと変位させる言語行為が俎上に載せられるわけであるが、これらメディア横断的な問題設定自体、実に有効であったと評価できる。ただし、これらの問題を論じる際には、音声言語と書記言語、聞く行為と読書行為、口承と文芸、虚構と現実、非合理と合理など、幾重にも織り重なった質的な偏差を分節し整序するだけの明晰な概念操作が求められるが、その点においてはいささか消化不良の点があることは否定できない。資料体としてのテキストの書誌的な整理と精緻な読解は言うまでもないことだが、それらの実践を、学界・学会などの公的に開かれた「意味」へまで練り上げてゆく使命を研究者が担っていることをより深く自覚せねばなるまい。

その他、全体的に「実」と「虚」とを二項対立的に扱っていることが、いわゆる言語論的転回後の「事実」認識の現状とそぐわないこと、中世・近世文学や民俗学といった近隣諸領域の研究への目配りが欠けていることなどについても審査委員からの指摘があった。また、研究対象としたテキストの選別・排列に、説得的な体系が付与されている訳ではなく、全体像の構築という点において、今後補われるべき課題が存することが指摘された。

〈博士論文としての適格性〉

①本研究の成果が新たな文化創造の契機となっている点については、〈研究概要〉および〈本論文の意義〉に示したとおりである。②新たな文化創造のための有効な提言となっているかについても同様である。

③論理性、実証性、資料処理の正当性、創造性の各要件については、〈本論文の評価と課題〉に示したような課題こそあるものの、学術的価値を持つ複数の論考を世に問うだけの知見と力量は備えているものと評価できる。④先行研究の成果を踏まえつつ新たな提言もなし得ており、⑤課題に対する研究方法についても概ね妥当と判断され、⑥大学院在籍中の努力が反映された成果を概ね挙げており、⑦今後の精進次第で学界の研究の進展に大いなる貢献を果たすことも期待される。

以上の理由により、学位審査委員会は全員一致で本論文を合格と判定し、博士（文学）の学位を授与するに相応しいものと認定する。

以上